3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　2の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、当該届出に係る特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、施行規則第15条の２第２項第１号又は第３号に規定する無線局の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。

⑶　③の欄は、当該届出に係る特定無線局を廃止した年月日を記載すること。

⑷　④の欄は、施行規則第15条の２第２項第２号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。

⑸　⑤の欄は、包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4　届出書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。